

学校番号 (16)
学校名 福岡市立原小学校
校長名 諏訪原 佳子
(生徒指導担当者 沖島 正侍)

平成31年度 原小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

定期的な校内研修として、5月に「原小学校いじめ基本防止方針」の共通理解、8月にいじめに関する研修会を実施、3月に一年間の取組の反省を行った上で、次年度の「原小学校いじめ基本防止方針」の提案を行う。

また、いじめの早期発見・即対応に向けて人権教育推進委員会と連携して、いじめアンケートの精査等を月一回実施する。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の7つのポイントをあげる。

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。
- (2) 「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」という共通認識をもち、自浄作用のある学校・学級作りに努める。
- (3) 児童一人ひとりの自己有要感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- (4) 「いじめの態様」の共通認識をしっかりとっておき、いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

《いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義》

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの子供等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

- (5) 当該児童の安全を保障するとともに、いじめの早期解決のために、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- (6) 当該学級担任だけでなく、いじめ防止対策委員会や学年を中心に、組織的に対応する。
- (7) 学校と家庭、関係機関が協力して、事後指導にあたる。

原小学校いじめゼロ宣言

- 1 人を傷つける言葉、体に関する悪口を言いません
- 2 仲間外しや暴力はしません
- 3 見て見ぬふりはしません
- 4 困ったときは、相談します

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 児童会で決定した「いじめゼロ」を尊重し、いじめは決して許されない事の理解を促進する。
- 児童の豊かな情操や道徳心の涵養
- 児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を行う。
- 「いじめに特化したアンケート」または「教育相談アンケート」等を月に1回以上実施する。また、無記名でのいじめに関するアンケートを学期に一回、実施するようにする。
- Q-U等を実施する学年・学級については、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- 各月に実施するいじめ防止対策委員会や人権教育推進委員会等で、児童の様子及びアンケートの結果等を精査して早期発見に努める。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、校区内ネットワーク会議や学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。

(3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ，加害児童への対応も含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し，組織的に対応する。
- (2) 遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合その場でその行為を止める。いじめの相談を受けたときには真摯に傾聴する。その後，速やかに関係児童から事情を聞き取り，いじめの有無を確認する。
- (3) 教育相談課等と連携し，被害児童をはじめ，被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 出席停止制度等の適切な運用及び毅然とした組織的指導の徹底を図り，いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) ネット上の不適切な書き込みについては，直ちに削除する措置をする。
- (6) 学校だけでは対応が困難な事案に対して，教育委員会の支援チームの活用を行い，いじめの問題の早期解決に努める。
- (7) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として，区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ，早期に警察に相談・通報し，警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため，教育委員会と連携し，学校基本方針の共通理解，いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」，教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し，自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために，Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後，事例検討会において，情報を組織的に共有し，支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校基本方針作成の際に，保護者等地域の方の参画や児童の意見を取り入れ，児童や地域を巻き込んだものとする。

- (2) 学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

- 名称
原小学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ 学校における、いじめであるかどうかの判断
 - ・ 関係のある児童生徒への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成

校長，教頭，教務主任，人権教育担当教諭，生徒指導担当教諭，養護教諭
スクールカウンセラー（SC），スクールソーシャルワーカー（SSW）該当学年教諭など

【PTA】 会長，副会長，役員など

【地域】自治協議会会長，公民館館長，青少年健全育成連絡協議会代表，
子ども会育成連合会代表，主任児童委員，民生委員など

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

- 名称
原小学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
 - ・ 重大事態に係る事実関係の調査
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告
 - ・ 調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成

校長，教頭，教務主任，人権教育担当教諭，生徒指導担当教諭，養護教諭，
スクールカウンセラー（SC），スクールソーシャルワーカー（SSW）該当学年教諭など

【PTA】 会長，副会長，役員など

【地域】自治協議会会長，公民館館長，青少年健全育成連絡協議会代表，
子ども会育成連合会代表，主任児童委員，民生委員など

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童への取組及び児童の活動		職員研修等		チェック
4	学校生活アンケート	D	いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会	P D	
5	いじめアンケート 児童会による取組 (※いじめゼロ取組月間)	D D	校内いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会 家庭訪問	D D D	
6	Q-Uアンケート いじめアンケート（無記名）	D D	校内いじめ防止対策委員会	D	
7	学校生活アンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談 いじめ・虐待防止委員会	CA D DC	
8	いじめゼロサミット2019参加	D	校内いじめ防止対策委員会 夏季研修（Q-U事例検討会） 夏季研修（いじめの早期発見） ・1学期の取組の反省 ・2学期の取組の確認	D CA D C AP	
9	児童会による取組 いじめアンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談	D D	
10	いじめアンケート（無記名） いじめゼロ実現プロジェクト	D D	校内いじめ防止対策委員会	D	
11	いじめアンケート Q-Uアンケート 規範意識講演会（保護者含む）	D D D	校内いじめ防止対策委員会	D	
12	学校生活アンケート いじめゼロ取組表彰応募	D D	校内いじめ防止対策委員会 ・2学期の取組の反省 ・3学期の取組の確認 いじめ・虐待防止委員会 学校警察連絡協議会 冬季研修（Q-U事例検討会）	C A C D CA	
1	いじめアンケート （言葉に関するもの） 児童会による取組	D CA	校内いじめ防止対策委員会	D	
2	いじめアンケート（無記名）	D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談 学校警察連絡協議会	D D D	
3	いじめアンケート	D	いじめ・虐待防止委員会 校内いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・年度の取組の確認	C C A	

※チェック欄は、A・B・Cを記入（Aが上位）